

(システム施行)

人 号 外
令和 2 年 1 1 月 2 4 日

本庁各課（室）長 }
各地方機関の長 } 殿

総務部人事課長
(公印省略)

年末年始における休暇取得の促進について（通知）

本県では、新型コロナウイルス感染症対策に全力をあげて取り組むとともに、県職員自らの感染リスク低減に向けた勤務時間の柔軟な運用等について取り組んできたところです。

今般、総務省から令和 2 年 1 0 月 3 0 日付け総行公第 1 5 5 号で、新型コロナウイルス感染症対策の観点から年末年始の休暇取得の促進について協力依頼があったことを踏まえ、管理職員においては、下記に留意の上、所属職員に対し、年末年始の休日（令和 2 年 1 2 月 2 9 日から令和 3 年 1 月 3 日まで）に加えて、その前後でのまとまった休暇の取得について奨励するとともに、これらの期間における業務（各種行事を含む。）についても見直しや運営上の工夫に努め、可能な限り多くの職員が休暇を取得しやすくなるよう配慮願います。

記

- 1 管理職員は、年末年始期間において、率先してまとまった休暇を取得するよう努めるとともに、職員が計画的にまとまった休暇を取得できるよう、計画的な業務の遂行及び職場内での支援体制の整備について、なお一層努めること。
- 2 各所属で所管する年末年始期間における定例事務・業務についても、実施時期の見直し等（定例の報告期限の延長など）を検討し、職員の休暇取得を促進すること。
- 3 休暇取得が困難な場合においても、年末年始期間については、特に時差勤務、在宅勤務（テレワーク）や週休日の振替等を活用した分散勤務、Web 会議などの積極的な活用を進めること。
- 4 他自治体から派遣されている職員の年末年始期間における休暇の取得については、特段の配慮を行うこと。
- 5 リフレッシュ休暇（対象は年度内に満 4 0 歳及び満 5 0 歳に達する職員）を取得していない職員に対し、この機会に積極的な取得を促すこと。
- 6 （参考）令和 2 年仕事納めの知事挨拶については、1 2 月 2 5 日（金）に予定。

人事課給与制度班 飯淵
電話：022-211-2229

総行公第 155 号
令和 2 年 10 月 30 日

各 都 道 府 県 総 務 部 長
（人事・労務担当課、市町村担当課、区政課扱い）
各 指 定 都 市 総 務 局 長
（人事・労務担当課扱い）
各 人 事 委 員 会 事 務 局 長 } 殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長
（公 印 省 略）

地方公共団体における職員の年末年始の休暇取得の促進について（依頼）

標記については、10月23日、新型コロナウイルス感染症対策分科会から政府に対し、「年末年始に関する分科会から政府への提言」等が行われたことを受け、同日、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から各府省等に対し、新型コロナウイルス感染症対策の重要性に鑑み、提言内容の適切な履行に取り組むよう協力依頼がなされたところです（別添1参照）。

これを受け、本日、内閣官房内閣人事局から各府省宛に「職員の年末年始の休暇取得の促進について（依頼）」が発出されました（別添2参照）。

つきましては、今般の提言の趣旨を踏まえ、また、国家公務員における取組を参考に、各地方公共団体においても、職員に対し年末年始の休日に加えて、その前後でまとまった休暇を取得することを奨励していただくとともに、これらの期間における業務（各種行事を含む。）について、見直しや運営上の工夫を行っていただき、職員の休暇取得に格段の御配慮をいただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨速やかに周知いただきますようお願いいたします。

また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

【連絡先】 総務省自治行政局公務員部
公務員課公務員第四係
電 話 03-5253-5544